医薬品マスターの改定について

今般、平成 2 6 年度診療報酬改定に伴う薬価基準改定により、下記のとおり 医薬品マスターを改定したのでお知らせします。

記

1 収載医薬品

総	数					2	0	,	2	7	8	コ -	- ド
内	用	薬				1	2	,	6	8	9	コ –	- ド
注	射	薬					4	,	6	3	4	 _	- ド
外	用	薬					2	,	9	2	4	 _	- ド
歯	科	用	薬	剤						2	5	_ _	- ド
レセプト電算処理システム											6		. Ľ
計算	0 1				- -	- 17							

上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20140930」に設定した医薬品コード。(261コード)

上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20150331」に設定した医薬品コード。(153コード)

医薬品マスターに新規収載した医薬品コード。(237コード) 医薬品マスターから廃止することとした医薬品コード。(690コード)

2 廃止医薬品コード

局方品と同一名称・同一薬価となった商品名医薬品の医薬品コードを廃止。 (1コード)

3 後発医薬品フラグ

本日の公表において「項番17:後発品」は、新規収載した医薬品については全て「0:後発品以外」とし、他の医薬品については平成24年度薬価基準改定時の情報となっております。

医薬品マスター(平成26年4月改定版)への収載につきましては、改めて公表する予定です。

4 歯科システム請求専用コード

歯科システムにおいて、薬剤使用量の省略を可能とする当該専用コードの 医薬品マスター(平成26年4月改定版)への収載につきましては、改めて 公表する予定です。